

資料1

令和6年度

運営指導・監査について

－ 目 次 －

- 1 基本方針について（P3～P9）
- 2 指導・監査業務について（P10～P12）
- 3 運営指導及び監査後の手続き（P13～P16）
- 4 運営指導及び監査のながれについて（P17）
- 5 指導状況について（P18～P22）
- 6 基準等について（P23～P27）

1 基本方針について

【指導の根拠】

- 福島市指定障害福祉サービス事業者等指導要綱
- 福島市指定障害福祉サービス事業者等監査要綱

【指導方針】

障がい者(児)が地域で自分らしく生活するためには、事業者等の適正な運営を確保するとともに、事業者等が自らその提供するサービスの質の評価を行い、サービスの一層の質の向上を図り、利用者本位の質の高いサービスを提供することが求められている。

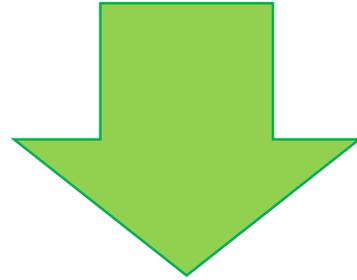
そのため、事業者等は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）及び「児童福祉法」をはじめ、関係法令等を遵守し適切なサービスの提供を行うことが必要である。また、自立支援給付費等の算定に関し、事業者等は各種加算の要件や人員基準等を満たした上で、自立支援給付等に係る費用の額を適正に算定し、請求することが求められる。

このような状況を踏まえ令和6年度においては、令和5年度の指導において指摘が多かった事項及び令和6年度の障害福祉サービス費等の報酬改定の内容等の周知を行うとともに、事業運営の適正化、利用者保護及びサービスの質の確保の観点から、集団指導及び着眼事項に重点を置いた運営指導を実施することで、事業者等の運営の適正化を図る。

なお、不適正情報等のあった障害福祉サービス事業者等に対しては、迅速かつ厳正に指導監査を行うものとする。

【指導の目的】

サービスの質の確保及び向上を図る



- 法、条例及びその他の各種関係法令等の規定に基づく、運営基準の遵守
- 適切な利用者サービスの確保
- 適正な事業運営及び報酬請求
- 適切な危機管理への取り組み

【重点確認事項】

(1) サービス提供の記録及び適正な手続きの実施

- 事業者等が提供したサービスの記録や利用者の確認が正しく得られているか。
- サービス提供する上で各関係機関への届け出などの手続きが適正に行われているか。

(2) 「障害福祉サービス利用手続きの一連のプロセス」の適正化

- サービスの質の確保及び利用者保護の観点から、個別支援計画等が利用者の個々の状況に応じて作成されるとともに、見直しが図られる等、一連のプロセスが適正に行われているか。
- 計画案の利用者への説明及び計画の同意を得ているか。

(3) 自立支援給付等に係る費用の額の算定の適正化

○自立支援給付、加算の算定等について、要件を満たし算定・請求しているか。

(4) 人員基準、勤務体制の確保等

○職員配置基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。

○職場のハラスメント対策（職員及び利用者・家族等によるもの）について、方針の明確化、相談体制の整備等が図られているか。

(5) 運営規程及び重要事項説明書

○条例上、記載を要する事項について、漏れなく適切に記載されているか。

(6) 虐待防止及び権利擁護

○利用者の虐待防止、身体拘束の廃止等、権利擁護のために必要な体制を整備しているか。

(7) 非常災害対策

○地域の実情に応じて、災害の態様ごと（火災、地震、風水害等）に具体的な計画を作成しているか。

○関係機関への通報・連絡体制の確保、消防計画に定めた訓練を実施しているか。

(8) 衛生管理

○新型コロナウイルス感染症等の発生予防及び発生時の拡大防止等の衛生管理が適切に実施されているか。

(9) 業務継続の取組

○感染症や災害に備え、必要な障害福祉サービスの継続的な提供、早期の業務再開を図るための体制が構築されているか。

(10) 児童の安全確保

○児童の安全確保に関する計画の策定、計画に基づく研修と訓練の定期的実施及び保護者に対する周知等が行われているか。

○送迎を目的として自動車を運行する場合に児童の所在確認等を行っているか。

(11) 情報公表の徹底

○事業所の情報が適切に公表（更新）されているか。

2 指導・監査業務について

【指導の形態】

■**集団指導**・・・年1回。

過去の指導等における主な指摘事項の事例について、その原因や改善の方法等を紹介し、事業運営の適正化を図る。

■**運営指導**・・・概ね2年に1回。

事業所を訪問し、事業者より関係書類等の説明を受けて、面談の方法により行う。対象の事業者は、過去の運営指導の有無、直近の運営指導の結果、集団指導の出席状況を踏まえて選定する。

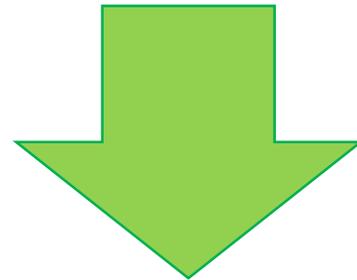
【監査への移行】

以下の状況を確認したときは、運営指導を中止し、直ちに監査を実施。

- 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者の生命又は身体の安全に危害が及ぶと判断した場合。
- 給付費等に係る費用の算定に誤りが確認され、その内容に、不正若しくは著しい不当が疑われる場合。

【監査の方法】

- 通報、苦情、相談等に基づく情報
- 相談支援事業等へ寄せられる苦情
- 自立支援給付の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者
- 運営指導において確認した指定基準違反等(著しい運営基準違反や不正な請求)



これらの情報等により、報告を求める、帳簿書類の提出や提示を求める、出頭を求める、事業所等へ立ち入る等の方法により
検査

3 運営指導及び監査後の手続き

【運営指導後の手続き】

■文書による結果通知（市⇒事業者）

(i) 文書指摘 ⇒ 改善措置が必要。

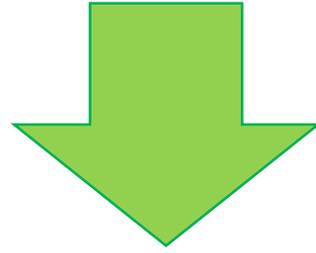
改善結果報告書を当市に提出。

(ii) 口頭指摘 ⇒ 改善措置が必要。

改善状況について報告する必要なし。

(iii) 助言 ⇒ 事業の健全な運営に資すると考えられる事項。
努力事項であり改善義務なし。

文書指摘について改善状況を報告



■改善結果報告

- ・改善ができたもの、または今後改善する見込みのものについては、具体的な改善の内容を「改善結果報告書」に記載。必要な資料を添付のうえ報告。
- ・また、過誤調整がある場合については、適切に自主点検が行われたことが分かる書類を提出。

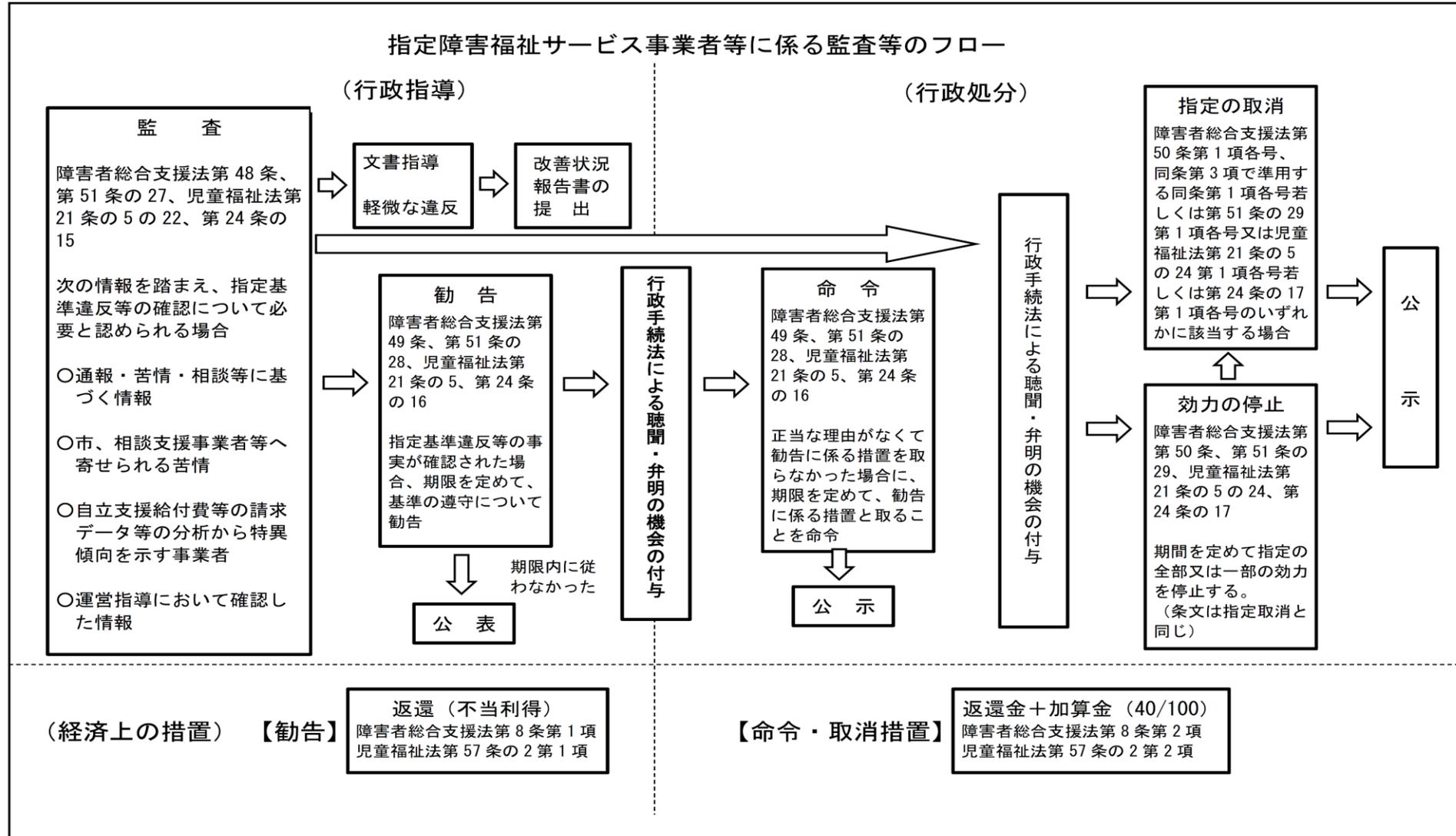
【監査後の行政上の措置】

●福島市指定障害福祉サービス事業者等にかかる行政指導及び行政処分に関する取扱要領による

区分	項目	行政上の措置	補足
行政指導	勧告	指定基準違反の事実が確認された場合、対象の障害福祉サービス事業者に対し、期限を定め、基準を遵守すべきことを文書で勧告し、期限内に文書により報告を行わせるもの。なお、これに従わなかった場合は、その旨を公表することができる。	
行政命令	命令	正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかった場合、対象の障害福祉サービス事業者に対し、期限を定め、その勧告に係る措置をとるべきことを文書により命令し、期限内に文書により報告を行わせるもの。なお、命令した場合は、その旨を公示しなければならない。	

区分	項目	行政上の措置	補足
行政命令	指定の全部又は一部の効力の停止	指定基準違反等の内容等が <u>障害者総合支援法第50条第1項等（※注1）</u> に該当する場合、または <u>児童福祉法第21条の5の24等</u> に該当する場合においては、対象障害福祉サービス事業者等に係る指定について、期間を定めて指定の全部もしくは一部の効力を停止することができる。その旨を公示しなければならない。	（※注1） 例として「請求に関して不正があった」、「基準上の人員数を満たすことができなくなった」、「報告又は帳簿書類の提出もしくは提示を命ぜられてこれに従わず、または虚偽の報告をした」等が挙げられ、詳細は『福島市指定障害福祉サービス事業者等にかかる行政指導及び行政処分に関する取扱要領』による。
	指定の取消	指定基準違反等の内容等が <u>障害者総合支援法第50条第1項等（※注1）</u> に該当する場合、または <u>児童福祉法第21条の5の24等</u> に該当する場合においては、対象障害福祉サービス事業者等に係る指定について、取消をすることができる。なお、その旨を公示しなければならない。	

指定障害福祉サービス事業者等に係る監査等のフロー



5 指導状況について

【集団指導】

※令和5年度は対象事業ごとに時間を区切って会場での開催。

■対象事業所数 … 359か所（令和5年6月時点）

■出席事業所数 … 350か所

■出席率 … 97%

【実地指導】 ※数値はR6.3.31現在

No	サービス種別	対象事業所数①	監査・実地指導実施事業所数②	監査・実地指導実績率(②/①)
1	居宅介護	43	14	32.6%
2	重度訪問介護	38	12	31.6%
3	短期入所	14	8	57.1%
4	同行援護	10	3	30.0%
5	生活介護	29	16	55.2%
6	共同生活援助	38	23	60.5%
7	施設入所支援	6	5	83.3%
8	自立訓練(生活訓練)	4	2	50.0%
9	自立生活援助	2	1	50.0%
10	就労移行支援	10	5	50.0%
11	就労継続支援A型	8	3	37.5%

12	就労継続支援B型	50	27	54.0%
13	就労定着支援	2	0	0%
14	計画相談支援	28	14	50.0%
15	一般相談支援(地域移行支援、地域定着支援)	10	4	40.0%
16	児童発達支援	17	7	41.2%
17	医療型児童発達支援	1	1	100.0%
18	保育所等訪問支援	4	1	25.0%
19	障害児相談支援	14	8	57.1%
20	放課後デイサービス	28	13	46.4%
	合 計	356	167	47.5%

■令和6年度 障害福祉サービス事業者等に対する運営指導計画 (内訳) R6.4.1現在

No	サービス種別	対象事業所数①	監査・運営指導計画事業所数②	監査・運営指導計画率(②/①)
1	居宅介護	44	14	31.8%
2	重度訪問介護	39	14	35.9%
3	短期入所	15	5	33.3%
4	同行援護	10	6	60.0%
5	生活介護	35	11	31.4%
6	共同生活援助	38	10	26.3%
7	施設入所支援	6	1	16.7%
8	自立訓練(生活訓練)	4	2	50.0%
9	自立生活援助	2	0	0%
10	就労移行支援	10	4	40.0%
11	就労継続支援A型	8	3	37.5%

12	就労継続支援B型	50	20	40.0%
13	就労定着支援	2	1	50.0%
14	計画相談支援	27	8	29.6%
15	一般相談支援(地域移行支援、地域定着支援)	10	4	40.0%
16	児童発達支援	19	11	57.9%
17	居宅訪問型児童発達支援	1	1	100.0%
18	保育所等訪問支援	5	3	60.0%
19	障害児相談支援	14	6	42.9%
20	放課後デイサービス	30	17	56.7%
合 計		369	141	38.2%

6 基準等について

【運営基準】

	指定基準	事業基準	指定基準解釈通知
障害福祉サービス	福島市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成30年1月12日福島市条例第8号)	福島市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成30年1月12日福島市条例第10号)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準について (平成18年12月6日障発第1206001号)
障害者支援施設	福島市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成30年1月12日福島市条例第9号)	福島市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成30年1月12日福島市条例第13号)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について (平成19年1月26日障発第1206001号)

	指定基準	指定基準解釈通知
計 画 相 談	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について （平成24年3月13日厚生労働省令第28号）</p> <p>※福島市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則 （平成24年3月30日福島市規則第22号）</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の人員及び運営に関する基準について （平成24年3月30日障発0330第22号）</p>
地 域 相 談 （一般相談）	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 （平成24年3月13日厚生労働省令第27号）</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について （平成24年3月30日障発第0330第22号）</p>

	指定基準	指定基準解釈通知
障害児 通所支援	福島市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (令和元年6月28日福島市条例第7号)	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について (平成24年3月30日障発0330第12号)
障害児 相談支援	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成24年3月13日厚生労働省令第29号) ※福島市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則 (平成24年3月30日福島市規則第22号)	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業等の人員及び運営に関する基準について (平成24年3月30日障発0330第23号)

【参考】 条例・解釈通知等のリンク先

○条例

https://en3-jg.d1-law.com/fukushima/d1w_reiki/reiki.html

○解釈通知

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html

【報酬の算定基準】

	報酬告示	留意事項通知
指定障害福祉サービス（施設入所支援を含む）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準 （平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）
指定地域相談支援（一般相談）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準 （平成24年3月14日厚生労働省告示第124号）	
指定計画相談支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準 （平成24年3月14日厚生労働省告示第125号）	

	報酬告示	留意事項通知
障害児通所支援	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成24年3月14日厚生労働省告示第122号)	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について (平成24年3月30日障発0330第16号)
障害児相談支援	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成24年3月14日厚生労働省告示第126号)	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について (平成24年3月30日障発0330第16号)